

市税は納期限内に納付しましょう！

市税はさまざまな行政サービスを行うための費用を、皆さんの所得や資産に応じて公平に負担していただいているものです。納期限までに納付しないこと（滞納）は、納期限内に納付している多くの納税者の皆さんとの公平性を欠くだけでなく、行政サービスに必要な財源が確保できなくなり、サービスの低下にもつながります。そのため、本市では法令に基づき、納税資力のある滞納者に対して「滞納処分」を行っています。今後も税負担の公平性確保と行政サービスの充実のため、滞納整理に取り組んでいきますので、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

貯金・給与・生命保険・不動産等)の差し押さえを行い、滞納している市税に充てる手続きを進めます。

市税の滞納処分状況

	30年度	令和元年度	2年度
債権	2,026件	2,419件	2,668件
不動産	139件	163件	66件
その他	1件	9件	2件
合計	2,166件	2,591件	2,736件

※市税等の納付について一定の事由があると認められる場合は、申請によって原則として1年以内の期間に限り徴収猶予などを受けられる場合があります。詳しくは市ホームページをご覧ください。

申請方法など詳しくは
右の画像からどうぞ



☎納税課 ☎ 24-1111

市税に関する Q&A

Q. 市税を納め忘れて納期限が過ぎてしまいました。このまま放置しているとどうなりますか。

A. 定められた納期限までに納付されなかった場合は、督促状が送付され、督促手数料や延滞金が発生します。督促を受けても、市税を滞納した状態が続くと、期限内に納税された人との公平性を保つため、財産（預

敬老パス・福祉パスをご利用ください

高齢者や心身障がい者（児）の皆さんが社会活動へ積極的に参加してもらえるように、西肥バス・させぼバス共通の無料乗車証「敬老特別乗車証（敬老パス）」「福祉特別乗車証（福祉パス）」を交付しています。

初めて申請する場合の手続き方法など

区分	敬老特別乗車証（敬老パス）	福祉特別乗車証（福祉パス）
対象者	満75歳以上でバスに乗車できる市民	身体障害者手帳（1～3級、下肢切断の4級）、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（1・2級）のいずれかを持つ6歳以上のバスに乗車できる市民
申請者	対象者本人（代理人は申請できません）	対象者本人か代理人
申請時期	満75歳の誕生日以降	手帳（身体、療育、精神）の交付を受けたとき
必要な物	身分証（保険証やマイナンバーカードなど）	印鑑、手帳（身体、療育、精神）
申請場所	健康づくり課、各支所、宇久行政センター	障がい福祉課、宇久行政センター
受け取り	引換券を持って西肥バスの指定窓口へ（受け取りは代理人でも可）	
預り金	500円（西肥バスの指定窓口で支払いが必要です）	

更新 敬老・福祉パスの有効期限までに本人がパス券（福祉パスは身体・療育・精神手帳も）を持って西肥バスの指定窓口へ
※更新の際、預り金（500円）を支払う必要はありません。

☎健康づくり課（敬老パス）、障がい福祉課（福祉パス） ☎ 24-1111

新型コロナウイルスワクチン接種に関するお知らせ

本市では、新型コロナウイルスワクチンの3回目の接種を12月から行います。対象者は、2回目を接種してからおおむね8カ月経過した人で、2回目の接種時期に応じて段階的に接種券を送付します。

2回目を接種した人に1回追加接種を行います

2回目の接種月	接種券送付月（予定）	3回目の接種月（目安）
令和3年5月	▶ 令和3年12月	▶ 令和4年1月
6月	▶ 令和4年1月	▶ 2月
7月	▶ 2月	▶ 3月
8月	▶ 3月	▶ 4月
9月	▶ 4月	▶ 5月
10月	▶ 5月	▶ 6月
11月	▶ 6月	▶ 7月

時期 12月～令和4年7月

対象 新型コロナウイルスワクチンの2回目を接種した全ての人の

※2回目接種後に本市へ転入し、対象の時期になっても接種券が届かない場合は、ワクチン接種推進チーム（☎24-1111）にご連絡ください。

※接種会場や予約方法など、詳しくは送付する接種券に同封している説明パンフレットの他、本紙や市ホームページでもお知らせします。

これから1回目、2回目の接種を希望する人へ

11月までに何らかの事情で新型コロナウイルスワクチンを接種できなかった人や、これから12歳を迎える人を対象に、個別接種を行っています。

※11歳の人には、12歳を迎えられた後に随時接種券を郵送します。

※接種会場や予約方法など、詳しくは市ホームページをご覧ください。

予約サイトは
右の画像からどうぞ



市ホームページは
右の画像からどうぞ



☎佐世保市ワクチン接種コールセンター
☎0570-022-558（9時～18時）

ゆったり宿泊キャンペーンの利用は 12月31日（金）まで

市内の宿泊施設に宿泊する市民・県民を対象に宿泊料金を助成する「佐世保市内でゆったり宿泊キャンペーン」の実施期間は、12月31日（金）までです。お得なこの機会にどうぞご利用ください。

実施期間 12月31日（金）まで

※令和4年1月1日（土・祝）チェックアウト分まで有効です。

※予算がなくなり次第終了します。

対象者 市内・県内在住者

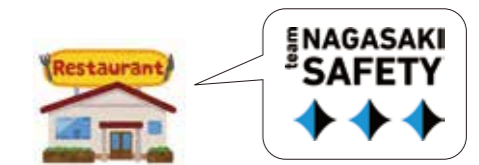
助成額 宿泊料金1泊1人当たり半額助成（上限3,000円、1,000円未満切り捨て）

キャンペーンの詳細は
右の画像からどうぞ



☎観光課 ☎ 24-1111

外出の際は team NAGASAKI SAFETY 認証店のご利用を



ながさきコロナ対策飲食店認証制度（team NAGASAKI SAFETY）は、長崎県内の飲食店等を安心して利用できるように、新型コロナウイルスの感染防止対策に取り組み、基準を満たした飲食店等に対して第三者認証を行う制度です。同制度ホームページでは認証施設をジャンルやエリアごとに検索できますので、外出の際にご利用ください。

同制度ホームページは
右の画像からどうぞ



☎ながさきコロナ対策飲食店認証実行委員会
☎0570-550-388（平日9時～18時）

違法な野焼きはやめましょう！

野焼きは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されている違法行為です。地域の健全な生活環境を守るため、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。



「野焼き」は適法な焼却施設以外でごみ(廃棄物)を燃やす行為です。地面の上や地面に穴を掘ったり、ドラム缶やブロック囲いを利用したりしてごみを焼却する場合のほか、法律の基準を満たさない焼却炉で焼却する場合は全て野焼きに該当します。法律に違反して野焼きを行った場合、個人では「5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金またはその両方」、法人では「3億円以下の罰金」の重い刑が科せられます。

例外的に認められるもの

- ・国や地方自治体の施設管理上必要なもの
- ・災害や復旧対策を行うために必要なもの
- ・農業、林業、漁業を営む人がその生産活動のために

必要なもの(焼き畑など)
・風俗習慣上などの行事を行うために必要なもの(地域で正月に門松等を焼く行事など)

近隣住民の皆さんへの配慮をお願いします

野焼きによって生じる煙や悪臭は、近隣住民の皆さんの生活や健康に悪影響を及ぼすだけでなく、住宅や林野火災につながる危険性があります。ごみは分別方法を守って適正に処分を行いましょう。また、例外的に認められている場合でも、近隣住民の皆さんへの配慮をお願いします。



ごみの分別方法は
右の画像からどうぞ

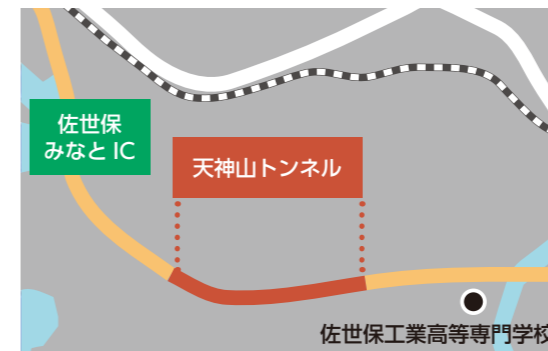


📞 廃棄物指導課 ☎ 20-0660

西九州自動車道 4車線化に関する道路工事のお知らせ

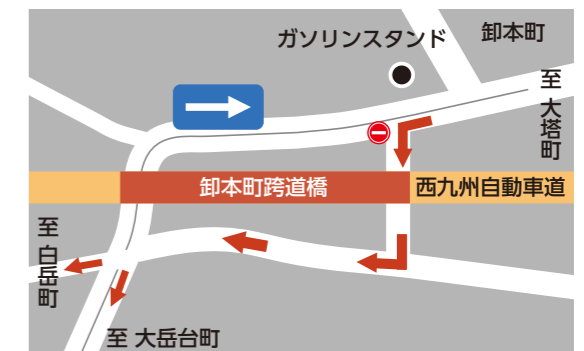
西九州自動車道(佐々IC～佐世保大塔IC間)の4車線化(ごとうきよう)工事に伴い、12月から天神山トンネル掘削工事と卸本町跨道橋下の道路切り替えを行います。市民の皆さんには迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

天神山トンネル掘削工事



期間 本年11月末～令和5年内(予定)
場所 天神山トンネル(佐世保大塔IC～佐世保みなとIC間)
※トンネル掘削中も本線は通常通り走行できます。
※工事の際は、防音壁などを設置し周辺環境に配慮しながら工事を行います。
※工事は大塔IC方面(天神2丁目)から佐世保みなとIC方面(大黒町)に向けて掘削を行います。

卸本町跨道橋下の道路切り替え



卸本町跨道橋の橋梁架設に伴い、橋梁下の道路を切り替えます。
期間 本年12月～令和5年3月(予定)
場所 卸本町
※大塔町方面行きが、対面通行から一方通行に変わります。
※道路の切り替えは工事完了後、現況に復旧します。

📞 NEXCO 西日本佐世保工事事務所 ☎ 59-8777(昼間)
📞 NEXCO 西日本お客さまセンター ☎ 0120-924-863(24時間対応)
📞 土木政策課 ☎ 24-1111

マイナンバーカード申請等のための窓口を増設しました



マイナンバーカードのさらなる普及促進と市民サービス向上を図るため、マイナンバーカード申請・交付等に係る窓口を増設しました。短い待ち時間で手続きができるこの機会に、どうぞご利用ください。

設置期間 令和5年3月31日(金)まで(予定)

設置場所 佐世保市役所1階 戸籍住民窓口課フロア

内容 マイナンバーカードの申請・交付

※マイナンバーカードの電子証明書更新や暗証番号初期化等は既存の窓口でも行います。

📞 戸籍住民窓口課 ☎ 24-1111

いつでも予約ができる公共施設予約サービスのご利用を

「公共施設予約サービス」では、休日や夜間など施設の閉館時間に関わらず、自宅のパソコンやスマートフォンから施設を予約したり、空き状況を確認したりできます。施設窓口の混雑を回避するためにも、オンライン申請をご利用ください。

※公共施設予約サービスの使用料は無料ですが、通信料は使用者の負担となります。

※施設の予約には登録が必要です。詳しくは公共施設予約サービスをご覧ください。

予約できる公共施設

市内の運動施設、各地区コミュニティセンターなど85施設

公共施設予約サービスは
右の画像からどうぞ



📞 DX推進室 ☎ 24-1111

救急医療情報キット・緊急時連絡カードをご利用ください

自宅や外出時の急な容態変化に備え、救急隊員や医療機関に必要な情報を的確に伝達する「救急医療情報キット」や「緊急時連絡カード」をご利用ください。

救急医療情報キット

薬の服用情報や持病、緊急連絡先などの救急情報を容器に入れて自宅の冷蔵庫に保管するものです。



(使用方法)

- ①救急医療情報キット(容器)に救急情報用紙と合わせて薬剤情報提供書や健康保険証のコピーなどを入れる
- ②玄関の内側と容器を入れた冷蔵庫にマークシールを貼る

緊急時連絡カード

薬の服用情報や持病、緊急連絡先などの救急情報を名刺サイズのカードに記入して常備するものです。



【配布場所】

保健福祉政策課、市役所・中央保健福祉センター玄関案内、各支所、市社会福祉協議会など

※内容は常に新しい情報に更新してください。

📞 保健福祉政策課 ☎ 24-1111